

理系のための訴訟用語入門

杉 光 一 成*

抄 録 本稿は、通常は権利化業務等の訴訟以外の業務を行っている知的財産担当者が、急きょ訴訟担当となった場合等に知っておきたい訴訟に関連する用語について解説するものです。前提知識として知っておきたい民事訴訟に関する基礎とその概念や用語について解説を行い、その後知っておきたい訴訟用語について説明します。

目 次

1. はじめに
2. 知的財産と民事訴訟
3. 民事訴訟法の基本的知識
 3. 1 基本理念・原則
 3. 2 基本用語
4. 訴訟用語
5. おわりに

本稿は、日々は権利化業務等の訴訟以外の業務を行っている知的財産担当者が、急きょ訴訟担当となった場合に少なくとも知っておきたいと思われる訴訟に関連する用語について解説するものです。

2. 知的財産と民事訴訟

まず、具体的な訴訟用語の説明の前に、前提知識として知っておきたいのが民事訴訟に関する基礎です。以下の概念や用語は実際に法廷で用いられることはないかもしれませんが、むしろ「当然の前提」となっている概念なので、これらを理解しているのとしていないのでは訴訟に関わる際の理解度が全く異なると思われます。そこで、まずはそこから解説したいと思います。

民事訴訟法は、私企業を含むいわゆる私人同士（私人間）の紛争を公権的に解決するための手続に関する法律です¹⁾。

例えば特許権侵害訴訟は、通常は私人間（特に法人間）で行われるもので典型的な民事訴訟であり、また職務発明対価請求訴訟も同様です。

一方で、特に産業財産権の出願は、国の機関

1. はじめに

企業における知的財産、特に産業財産権に関する業務は、従来、権利化業務という出願に関するものが中心だったと思います。他方でここ数年は特に権利を取得するだけでなく、「活用」する必要もあるという観点から契約、ライセンス関連業務も増えてきていると思います。

しかしながら、「活用」の一場面といえる「訴訟」については社内に「専業」の人がいる企業は稀と考えられ、出願業務等の別の業務を日々やっている人が訴訟案件が出てきた際に一時的に一種のタスクフォースのメンバーの形で対応するというケースが多いと思われます。

問題なのは、権利化業務ではほとんど関わりがなかった専門用語等に突然に遭遇し、対応しなければいけないことです。

* K.I.T. (金沢工業大学) 虎ノ門大学院
イノベーションマネジメント研究科 教授 Ph.D.
Kazunari SUGIMITSU

である特許庁に対する手続であり、例えば、拒絶審決に対して行う審決取消訴訟は、特許庁長官という行政機関を被告にするため、私人間の紛争とは言えないのではないか、そのため民事訴訟法は適用にならないのではないかという疑問がわくと思います。

その疑問は正しく、実際、審決取消訴訟は民事訴訟ではなく、いわゆる行政訴訟の一種であり、規律しているのは「行政事件訴訟法」という別の法律になります。

ところが、行政事件訴訟法は、その7条において「この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による」と規定しており、さらに行政事件訴訟法はわずか46条しか存在していません。そのため、実際上は民事訴訟法が「準用」される場面が極めて多い状態となっています。このように、行政事件訴訟法をいわばバイパスする形で審決取消訴訟において民事訴訟法が用いられる訳です²⁾。

そのため、特許権侵害訴訟のようないわゆる私人間の紛争であっても、行政機関を相手にする審決取消訴訟のような行政機関への訴訟であっても、いずれにしても結果的には民事訴訟法が基本となります。

そこで、まず民事訴訟法の基本的知識を簡単にご説明しておきます。

3. 民事訴訟法の基本的知識

3.1 基本理念・原則

民事訴訟というのは、私的な紛争の公権的な解決を目的とするものです。そのため紛争が蒸し返されては費用と時間をかけて裁判を行った意味がなくなってしまうため、同じ事項（前の確定裁判でその目的とした事項に関する判断内容）について蒸し返すことはできないという力を持ちます（「既判力」といいます）。

しかし、形式的には裁判という手続を経ても、

何ら反論の機会が存在しないで判決に至ったような場合には、その当事者は納得がいかず、自力救済に出るなどしてかえって紛争が拡大する可能性すらあります。そのため、民事訴訟においては、当事者双方に、公平かつ十分に訴訟制度を利用する機会および主張・立証の機会を保障する必要があると考えられており、これを「手続保障」といいます。

他方、裁判所は税金によって賄われる国家機関であり、時間と労力がかかればそれだけ公金が用いられることとなります。そのため、訴訟の時間と労力を最小限に抑えることが要請されます。これが「訴訟経済」です（この訴訟経済のいわば派生として、できるだけ関連紛争をまとめて一挙に解決することが望ましく、これを「紛争の一回的解決」の要請といえます）。

大別すると「手続保障」と「訴訟経済」という2つの理念が民事訴訟法の基本理念として存在し、民事訴訟法の条文には、これは主として手続保障の観点から設けられた規定、これは訴訟経済の観点から設けられた規定という2つの規定に大別できるものが多くあります。

ところが、手続保障ばかりを重視して当事者に十分な主張・立証の機会を保障しようとする、訴訟が遅延するおそれがあります。一方で、訴訟を簡単に終わらせようとする、当事者に十分な主張の機会が与えられないおそれがあるため、この重要な2つの理念は多くの場合にぶつかりあうこととなります。したがって、民事訴訟法を理解あるいは解釈するために、「手続保障」と「訴訟経済」の理念の合理的な調和点（妥協点）を考えるのが基本的な視座になります³⁾。

次に、その他の基礎的な理念・用語を確認しておきましょう。

3.2 基本用語

(1) 処分権主義

処分権主義は、直接的な明文の規定はありま

せんが異論なく認められている民事訴訟法上の基本原則で、訴訟制度の利用につき当事者に主導権を認めることをいいます。より正確には、原告に訴訟物（原告が被告に対して主張する権利又は法律関係）を特定・限定する権能を与るとともに、当事者双方にその意思に基づいて訴訟を開始し、終了させることができる権能を認めるものです。当たり前と思われるかもしれませんが、民事裁判は、訴え（訴訟）の提起によって始まります。逆に言えば、そのような行為がなければ、審理が始まりません。これは「処分権主義」の現れの1つと考えられています。

では明文なしにこのような原則が出てくるのはなぜでしょうか。これは民法の私的自治の原則に求められます。すなわち、民事訴訟の対象（訴訟物）は私法上の法律関係ですが、私法上では個人の自由意思に基づいて自律的な法律関係の形成が認められています⁴⁾。そのような裁判外の原則を裁判内においても尊重しようという訳です。

(2) 弁論主義

次に、権利化業務を普段行っている知的財産担当者にとって普段の業務と感覚的にかなり違うと思われるものに、「弁論主義」という非常に大切な原則があります。

民事訴訟では、争いある法律関係（例えば損害賠償請求権）の要件に該当する事実（例えば損害発生の実態等）の存否を裁判所が判断して判決を下します。したがって、裁判を行うためには、「事実」とそれを裏付ける「証拠」が必要になり、これらを「訴訟資料」といいます。民事訴訟法では、訴訟資料の提出は当事者の権能でもあり、責任でもあるとする建前を採用しています。これが「弁論主義」であり、処分権主義と並び民事訴訟における最も基本的な原則の1つです。弁論主義の根拠も、処分権主義と同様、私的自治の原則と考えられています。

弁論主義の具体的内容としては次の3つが挙

げられるのが一般的です。

- ①（第一原則）事実は当事者が口頭弁論で主張しない限り、判決の基礎に採用することができない（主張責任）。
- ②（第二原則）当事者に争いのない事実（自白した事実）はそのまま認めなければならない（民事訴訟法179条参照・自白の拘束力）。
- ③（第三原則）証拠は原則として当事者が提出したものでなければならない（職権証拠調べの禁止）。

このような内容を持つ弁論主義と対置されるのが職権探知主義です。職権探知主義とは、訴訟資料の探索を当事者のみに委ねず、国家機関側の職責ともする建前です。これはご存知のように特許庁の審判で採用されている原則ですが、対象の公益性が高い場合や、結果の効力が第三者にも及ぶ（ちなみに判決効は当事者のみに及ぶのが原則です（民事訴訟法115条1項1号））など訴訟の帰趨を当事者のみに委ねるのが妥当でない場合に例外的に採用されるものです。つまり、審判でこの原則が採用されているのは、対象が対世的効力を有する産業財産権であり、例えば拒絶査定を覆す場合には、結果として特許権の成立につながり、それは第三者にとっても影響を受けるものだからです。

(3) 証明責任とその分配

証明責任という言葉の説明する前に、その前提としての「自由心証主義」について簡単に説明しておきたいと思います。民事訴訟法では自由心証主義が採用されており（民事訴訟法247条）、自由心証主義というのは、事実認定にあたり弁論の全趣旨（審理の過程に現れた一切の模様・状況をいい、例えば、被告の態度なども含まれる）および証拠調べの結果を裁判官の自由な判断で評価することを認めるものです。

しかしながら、自由心証主義の下でも、裁判官が確信を持てず、「事実の存否が不明」（これ

を「ノン・リケット」といいます)な場合が生じます。この場合でも手続保障の観点から裁判所は裁判を拒否することはできません。この場合、証明責任という法技術が用いられます。

証明責任(挙証責任、立証責任ともいいます)とは、訴訟上、ある主要事実(「要件事実」というのは法律の条文で要件とされている抽象的事実を指し、要件事実該当する具体的事実が「主要事実」とするのが正確ですが、実際には要件事実と主要事実を同義として用いられている場合も多いようです)の存否が不明な場合に、その事実に基づく有利な効果が認められないこととなる当事者の一方の不利益をいいます。

証明責任は、特定の主要事実毎に当事者の一方に割り当てられることとなりますが、その割り当ての基準が問題となります(証明責任の分配(配分)の問題)。この点、通説・実務は、基本的には法律要件分類説に立っているとされており、法律要件分類説とは、一定の法律効果を主張する者はその効果の発生を基礎付ける適用法条の要件事実について証明責任を負うとする見解をいいます⁵⁾。

具体的には、権利根拠規定(権利の発生を定める規定)の要件事実については、その権利の発生を主張する者、権利障害規定(権利の発生を妨げる規定)の要件事実、権利消滅規定(発生した権利の消滅を定める規定)の要件事実についてはそれらを主張する者が証明責任を負うとされます。そして、一般に、本文と但書からなる規定については、但書の事実については本文で認められた法律効果を争う者に証明責任があると解されており、実際の法制局の立法作業においてもこのことを考慮されながら法文が作られています。

4. 訴訟用語

(1) 原告・被告

非常に基本的な言葉ですが、確認しておきま

す。自己の名で訴えを提起して判決を求める者を「原告」といい、その相手方当事者を「被告」といいます。ちなみに、「被告人」というのは刑事訴訟で用いられるものですので民事裁判では用いられません。また、これは第一審の本案訴訟における呼び名であり、控訴審では控訴人と被控訴人、上告審では上告人と被上告人、仮処分手続(後述します)では債権者と債務者というように変わる点にも注意が必要です。

なお、特許権侵害の有無が問題とされている製品のことを「イ号製品」などと慣例的に呼ばれることが多いですが、最近では、「被告製品」という呼び方が用いられることも多いようです。

(2) 請求の趣旨、請求の原因

請求の趣旨とは、訴えによって求める判決内容の結論的・確定的な表示をいいます。例えば、差止請求及び廃棄請求訴訟の場合、「請求の趣旨」は「一 被告は、別紙物件目録記載の〇〇を製造し、販売してはならない。二 被告は、その所有する前項記載の〇〇を廃棄せよ。訴訟費用は被告の負担とする。との判決を求める」のようになります。このように、通常は請求認容判決の主文に対応します。

これに対して、請求の原因とは、請求の趣旨の権利関係を根拠づける「事実」をいいます。他の請求と識別し、請求を特定するためのものです。例えば、侵害訴訟では、被告製品の構造・組成を図面や説明文等を用いて記載し、審決等取消訴訟では特許庁における手続の経緯、本願発明の要旨(特許の場合)、審決の理由の要旨、審決の違法性を記載するのが通例です。

(3) 弁論準備手続、技術説明会

弁論準備手続とは、口頭弁論期日「外」の期日において裁判所が主宰し、当事者双方が立ち会って行われる争点整理手続です。口頭弁論ではないので原則非公開ですが、相当と認める者

には傍聴を許すことができる（民事訴訟法169条2項）対席手続（民事訴訟法169条1項）です。

例えば、知的財産権の侵害訴訟では、ほとんどの場合、第2回目以降の期日は、この弁論準備手続で行われます。弁論準備手続は、裁判官と各当事者が机を囲んで、非公開の場で柔軟な形式で質疑や訴訟指揮を行うことができるので、イ号製品の特定や特許発明の技術的範囲をめぐる議論のように争点が錯綜している場合や、損害額の認定に多数の証拠を必要とする場合等に適していると考えられています。

なお、特許事件などで「技術説明会」という場が設けられることがあります。「技術説明会」とは裁判所が技術内容を理解するためにその裁量により行われ、原則として当事者双方が立ち会う説明会であり、図表、スライド、実物、模型などの小道具を用意して行われます。これは法的な位置づけとしては、「進行協議期日」の一種と考えられており、進行協議期日とは、口頭弁論の期日外で審理の充実を目的として当事者双方が立ち会い、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認その他の進行に関し必要な事項について協議を行う裁判所の裁量で指定される期日をいいます（民事訴訟法規則95条）。

（4）否認・抗弁・不知

前述したように訴訟資料の提出を当事者の権能と責任とする建前が「弁論主義」ですが、訴訟資料の提出は、資料の種類に応じて、法律上の主張、事実上の主張、立証の3つがあります。

まず法律上の主張とは広義には法規の解釈・適用の主張を含みますが、一般には要件事実に対する法規の適用の効果（権利関係の発生・消滅・変更）の主張のことで、実は法規の解釈・適用は裁判所の職責であるため、当事者の主張はあくまで参考となるに過ぎないのが原則となっています。

次に事実上の主張とは要件事実該当ないし

関連する事実を裁判所に報告する行為をいいます。すなわち、法律上の主張を基礎付ける事実の主張です。

最後に立証（「挙証」ともいう）とは裁判所に対して証拠を提出する当事者の行為をいまして、証拠の申出（民事訴訟法180条）などがこれにあたります。

ところで、当事者が「事実上の主張」を行った場合の相手方の対応としては、①否認②不知③沈黙④自白の4つに分類されます。

このうち否認は、文字通り相手方の主張を認めずに否定することで、防御方法として相手方の主張する事実を「争う」ものです。また、理由付否認とは、理由を付して相手方の主張を否定する陳述のことで、準備書面において相手方が主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければなりません（民事訴訟規則79条3項）。

不知は、文字通り相手方の主張の真偽を「知らない」と答えることで、不知の陳述は否認と推定され（民事訴訟法159条2項）、また沈黙している場合は原則として自白とみなされます（擬制自白・民事訴訟法159条1項）。

自白した場合は、裁判所はその事実をそのまま認めなければならない（自白の拘束力）ので「立証」活動を行う必要が生じるのは当事者に争いのある場合とされる①否認と②不知の場合のみとなります（③沈黙、④自白の場合は「立証」段階に入りません）。

さて「否認」と混同しやすいものとして「抗弁」があります。抗弁は、相手方の主張を前提としながら、防御方法として別の事実を主張して争うことをいいます。両者は、ともに相手方の攻撃に対する防御方法（日常生活でいう「反論」）であるという点では共通します。しかし、主張する事実の証明責任の所在が異なるのです。具体的には否認は相手方が証明責任を負う事実を否定する（相手方の主張事実と両立しな

い事実を理由とする)ものであるのに対し、抗弁は自己が証明責任を負う事実(相手方が立証責任を負う事実と両立するもの)の主張です。少し具体例を挙げますと、原告の特許権侵害の主張に対して、被告が自己の実施している物件が「原告の特許権の技術的範囲には属しない」事実を主張した場合、これは「否認」にあたります。なぜなら、侵害の事実は相手方たる原告に証明責任があるからです。これに対し、特許権侵害の主張に対して、被告が「専用実施権の登録がなされており侵害とならない」という主張をした場合、これは「抗弁」にあたります。なぜなら、これは相手方の主張する「原告の特許権の技術的範囲」という事実を前提としながら、被告に証明責任のある別の事実を主張するものだからです。

(5) 侵害論と損害論

知的財産権の侵害を理由とする損害賠償請求訴訟に関する訴訟用語として、侵害論と損害論というのがあります。侵害論は、被告の行為が原告の特許権の侵害となるか否かという侵害の「成否」に関するもので、損害論というのは、侵害が認められることを前提とした上で、損害額について検討するものです⁶⁾。通常はまず侵害論について審理し、侵害するという心証を形成した後に損害論に入るとするのが通例です。

(6) 仮処分と本案訴訟

差止請求は、通常の訴訟(正確には「本案訴訟」で「本訴」ともいいます)に先駆けて、簡易迅速な手続とされる「仮処分」(「仮の地位を定める仮処分」(民事保全法23条2項))によってなされる場合があります。一般的には本案訴訟は1年から数年程度かかるのに対し、仮処分は数ヶ月という短期間で結論が出ます。ただし、本案訴訟も提起するのが原則で、仮処分で認められるのはあくまでも仮の地位なので、本案訴

訟で決着がついたときには、そちらの結論が優先されます。

5. おわりに

特に理系出身で法学を学んだことがない方には、民事訴訟法のハードルは相当に高いと思われます。というのも民事訴訟法は、法学部などにおいても民法を始めとする権利の発生や消滅などを定めたいわゆる実体法を学んだ「後」に学ぶことになっており、しかも、民訴は「眠素」などと揶揄され、昔から授業で聞いていても寝てしまう科目と言われてきました。それは権利がどのような場合に得られるかという実体法と異なり、その権利をどのような手順で実現するのかという「手続」に関するもので非常にイメージが湧きにくいものだからかと思われます。このようなイメージの湧きにくい法律の用語に関し、本稿執筆に当たって何を取捨選択するかでかなり迷いましたが、純粋な「用語」説明だけではかえって分かりにくいと考え、民事訴訟法の「前提」となっている基本知識についても少し記述させて頂きました。

権利化業務を普段行っていた担当者が、急に訴訟に関わるようになった場合などに本稿が少しでもお役に立てれば幸いです。

注 記

- 1) 杉光一成「理系のための法学入門 知的財産法を理解するために」(改訂第6版) p.105 (2008) 法学書院
- 2) 前掲注1), p.106
- 3) 前掲注1), p.107
- 4) 前掲注1), p.109
- 5) 上田徹一郎「民事訴訟法」(第5版) p.378 (2007) 法学書院
- 6) 日本弁理士会「改訂版 知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック」 p.263 (2008) 経済産業調査会

(原稿受領日 2016年12月25日)